

雫石町内における死亡野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

【要旨】

4月6日（月）に雫石町内で回収された死亡野鳥1羽について、国が遺伝子検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨連絡がありましたのでお知らせします。

県内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生が確認された事例としては、今シーズン6例目となります。

1 主な経緯等

(1) 野鳥の回収地点

雫石町長山地区内

(2) 経緯

- ・ 4月6日（月）に、県が死亡野鳥（ハシブトガラス）2羽を回収
- ・ 3月30日（月）に同一地点で回収した死亡野鳥（ハシブトガラス）から高病原性鳥インフルエンザが検出されていることから、簡易検査を省略し、4月6日（月）に回収した2羽中1羽分の検体を国立環境研究所に送付するとともに、環境省へ報告。
- ・ 3月30日（月）日付けで指定した野鳥重点監視区域と同一場所であることから、区域の変更はなく、環境省は指定期間を延長。県は引き続き同区域の巡回監視を実施

2 国の検査結果等

- ・ 4月7日（火）に国立環境研究所において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されたと、4月8日（水）に環境省から県へ連絡

3 対応

- ・ 県（盛岡広域振興局保健福祉環境部）では、環境省のマニュアルに基づき、野鳥監視重点区域内の野鳥の主要飛来地を巡回し、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努める。
- ・ 農林水産部畜産課において、家きん飼養者に対し、本事例の情報提供を行い、飼養衛生管理の徹底と異常時の早期通報について周知を行う。

4 その他

令和7（2025）年シーズンについては、野鳥における高病原性鳥インフルエンザが1道15県で149件発生（4/7現在）しています。